

杉尾論文「『解放保育』論批判」への批判

鈴木祥蔵

1 杉尾論文「『解放保育』論批判」への批判

兵庫県部落問題研究所発行『部落問題論究』第八号（一九八三年十月）に、杉尾敏明氏の「『解放保育』編批判」なる論文がのせられた。この論文は各地で発展しつつある部落解放運動の一環としての「同和」保育、または「解放」保育の立論に一定の批判を加えることによって、日本共産党系の運動をしている人たちに、解放同盟批判の論拠を支え、「同和」保育の運動にブレーキをかけ自己の立場を正当化しようとする試みであることは明確である。

この杉尾論文は、包括的、全般的に「解放保育」を批判しようとしたもので、その結果、日本共産党系の人々がどのようなことを考えているかがよくわかるように提起されたので、ここに再批判することによって「解放保育」の立場を明確にしておこうと思ふ筆をとることにした。

杉尾論文は

- 一、「同和保育」の位置づけ
- 二、「部落保育所」
- 三、部落解放運動と公的保育
- 四、保育の中立性と狭山問題等
- 五、公的保育と家庭保育
- 六、エセ「集団主義」
- 七、保育の自由と自治

という七つの観点から批判を展開している。紙数の関係があるので、われわれは主だった論点について批判を展開していこうと思う。

一、「同和保育」の位置づけをめぐって

杉尾論文では、中村弘三と鈴木祥蔵とを名ざして批判をはじめめる。この二人の同和教育の位置づけは、所謂「三つの命題」に依拠して同和教育を位置づけているとして、「一つには、就職の機会均等実現のための教育の機会均等であり、保育であると位置づけである。二つには、『解放教育』は民主教育の原点であり、『同和』保育は『解放教育』の原点であるという考え方である。」(七八ページ)と杉尾流にまとめたらうで、第一の問題に関して「三つの命題」の検討をはじめめることにしようと言った上で次のようなことを言うのである。

「第一は、『部落民に市民的権利が保障されていない』というのは憲法上はそんなことがないといわざるを得ない。すなわち、憲法第一四条は『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない』と規定している。」(同前)

杉尾氏は、憲法第一四条には「部落民」などと規定はないのだし、「差別されない」と書いて、差別しないことを保障しているのだから「部落差別」はもはや、日本国憲法下ではないのだと言ふのだ。これは驚くべき見解だといふほかない。杉尾氏は完全な観念論者で「はじめにことば

ありき」という立場に立っている。彼ははたしくも「政府答弁」を代弁してくれたのである。いや、今日では一九六五年の同対審答申以来、政府でさえも部落差別を解消させることな「国の責務であり、国民的課題である」と口ぐせのように言わざるを得なくなっているのである。

杉尾氏は、政府や行政の担当者に、責務を感じたり、「国民的課題だ」とする立場をとる必要はないと言っていることになる。

障害児(者)の差別は憲法一四条にも書いてない。だからそんな差別は無いということになるのか、厳然として障害者は差別されてきたし、現に差別されているではないか、杉尾氏は差別の事実を知らないか、これを一切無視するか、いずれかの立場を支持するのであつて、そこから彼の理論は支離滅裂となるのである。

もし、「部落民に市民的権利が保障されていない」というならば「実質的に市民的権利が保障されていない」の「一般地区住民」も同じであるのだからあたかも自分たちだけが市民的権利を保障されていないと主張しているのは不当だから止めなさい、と杉尾氏は言うのである。

部落解放同盟は「部落民だけ市民的権利が保障されていない」(七九ページ)と主張したことはない。過去四百年に亘るわが国代々の為政者たちが部落差別を温存助長して

きたために、最も集中的な私たちで差別の結果が蓄積され、しかもそれが「かくされ」て一般地区住民に正しく認識されてこなかった。したがって一般地区住民のおくれた意識が自覚されず、彼らの差別意識が温存助長されてきたと言ってきたのである。「一般地区住民」が市民的権利を保障されない場合に是非それは請求権を行使し「たたかいとられねばならない」それが人権なのであつて、そのたたかいに立ち上ることを部落解放同盟も歓迎し、「共にたたかう」ことを誓ってきたのである。何時部落解放同盟

が一般地区住民の基本権人権の確立のためのたたかいの足を引っぱったと言ふのか、その反対であることは周知の事実である。日教組の勤評闘争のときにも他の労働者たちのストライキをかけての闘争の際にも解放同盟は常に教員や労働者の側に立ってたたかってきたのである。その関係を自覚するために「部落解放なくして労働者の解放はなく、労働者の解放なくして部落解放なし」とテーゼ化してきたのである。

杉尾氏は「部落差別」と「一般地区住民」の権利拡張のための要求とを全く同列に一般化してとらえてしまっている。つまり今や「部落差別」などはないと自分の頭の中で思いこんでしまっている。それならどうして解放同盟という組織ができたか、同和对策事業特別措置法が成立しなけ

ればならなかったのか。「地名総鑑」などというものが出版され、それが法外な値段で取引されたり、三百社近い企業がそれを買ったりするの。杉尾氏がどんなに頭の中で否定しても事実は厳然として存在するのである。

そのような事実、現実がつくり出すところの差別の実体が、部落の子どもたちの人間としての成長―発達を阻害している現実を目に向け、そこからどのように子育ての保障の手だてをつくり出せばいいのかを考えてつみ上げてきたのが「同和」保育、又は解放保育なので、杉尾氏はこの点でも一切目を閉じてその現実をみようとしないのである。

杉尾氏は、日本共産党の部落問題理論を前提として「三つの命題」なるものにこだわることは部落解放をおくらすることだと考えている。杉尾氏の文を引用すれば、「第三には、実質的に市民的権利が保障されていない『一般地区住民』と平等の権利を主張することによって、結果的には未解放部落住民の権利を封じ込む効果をこの命題はもっている点である」(同前)と述べている。

就職の機会が均等に保障されていないから「部落出身であるということ」を根拠に就職させないということは差別であり不当である」と主張し他の地区住民と同様に扱えという要求をし、地名総鑑の購入の事実があればこれを糾弾してたたかうということが、どうして「結果的に未解放部落

住民の権利を封じ込めること」になるのか、地名総鑑のような問題が起っても、「そんなものは買わないようにして下さる」などと新聞広告でもだせば、部落出身であるというところを理由にした企業からの排除はなくなるんでも言うのであろうか。杉尾氏は、差別を理由としたたかいはもうやめなさいといっているにすぎないのである。

だから彼は「同和保育は保育、教育の原点である」というわれわれの主張もさっぱり理解できないのである。杉尾氏は、民主保育とか民主教育というものが一般にあって、その中の一分野として障害児の保育・教育、在日朝鮮人の保育・教育、男女差別を克服する保育・教育があり、それと全く別個に同和保育・教育があると考えているのである。それらすべてに共通の問題としての「差別」「克服」という課題があり、特にわが国においては、「部落差別」というところに一切の差別が集約され、この差別の克服の課題にかかわることによって他の一切の差別問題が見えてくるという関係のあるということがわからないのである。

アメリカ人たちが、特にアメリカの白人たちが、わが国ほど民主主義的な国はないと言っていることが多い。しかし、黒人を差別し、フェルトリコを差別し、東洋系の黄色人種を差別する白人を民主主義者と呼ぶことができるであろうか。フランス人もまたわが国は民主主義の国だという。しか

れ、また地区住民と地区外住民の社会的交流が妨げられることである」(八〇ページ)といっている。

杉尾氏はこちらでも事実の認識をもたず、おのれのおもひ込みだけで批判(?)を展開しようとしている。

大阪のような大都市部落には、人口一人を優に越える部落が存在する。そこに「皆保育」を実現させようとすれば、戸数六百から千を一単位として、五つも六つもの保育所が必要であることは否定できない。したがって遂次第一、第二、第三というように保育所を要求し、建てさせてきたのは地区住民の血の出るようなたたかいであった。

厚生省の保育措置規程をたてに、夫婦共働きを証明できるものでなければ保育できないとし、部落の親たちがあきらめの中に閉じ込められていた状況を統計上の保育ニーズ無しと考えている行政の頭と態度を変えさせるためのたたかい、それは強力な運動なしには不可能だったのである。学歴がない。技能もないが故に雑業とか、臨時やといの形の職業しかもたない部落地区の多くの住民たちは、一日中赤ん坊を背中に背負って働いたり、屑集めのリヤカーの一角に子どもを肩と一諸に乗せて運んだり、誰もいない家の一角にひもでくくりつけて働きに出たりするという生活を余儀なくされ、全く「保育に欠ける」という状況にありながら、そう見てもうええな母親たちのいかりを結集してた

し、植民地支配を継続したり、国内的には移民労働者を差別したり、ロマをきびしく差別するフランス人は真の民主主義者と呼べないのは当然である。

その論理はわが国にも当てはまる。民主主義を口にする人が、「地名総鑑」問題を取りあげて、企業を糾弾すると、それはゆきすぎであるとか、呼び出しがあっても応募するなどと陰の方からそのかす。このような人々をわれわれは民主主義者と呼ぶことはできないのである。

「差別」は人間として恥ずべき最も野蛮な行為であり、それを日常的に克服するたかいかいが戦争という野蛮行為を防ぐ最も重要な日常的手段だでもある。だから、差別者と被差別者を話しあわせて、両者の意見を共に重んずることが民主主義だなどという論理をわれわれは断平拒否しなければならぬ。

杉尾氏の民主主義はえせ(似非)民主主義だと言わざるを得ないのである。

二、「部落保育所」をめぐる

杉尾論文では、「同和地区の子どもたちを『同和保育所』に囲い込み」、それを同和保育所と特別視することは「同和地区の子どもたちの『方言』や生活習慣が固定されたかうことによってはじめて地区に保育所ができた。そのような経過についての認識の欠如が、杉尾氏の「同和」保育批判となって表現されているのである。

だから「部落」に偏見をもち、被差別部落のこの差別への怒りを理解できない一般地区住民には杉尾氏の「いかにも公平に」という論は、俗うけし、そして一般地区住民の立ち上ってたかいかいとる民主主義運動のより上りをおさえ、共産党のうけ負いによる選挙の際の集票活動にすりかえ組織されてしまって、民主主義というのは議員さんにおまかせすることだという考え方だけをおおることになってしまっているのである。

今日の厚生省の保育政策は、あくまでも家庭保育第一主義の立場に立っていて、子どもは家庭で母親が育てるべきものという考え方に立っている。したがって被差別部落の実態から子どもをみれば、そこには当然「皆保育」つまり母親がたとえ家においても、保育所で保育することが必要だという考え方を当初行政はなかなかとうとはしなかったのである。

ある両親は、学歴無しという自分たちの不利な条件をカバーして生きてゆくために、毛糸編み機を家に持ちこんで生計を立てていく以外に方法がないと思ひ、借金をしてそれを実行していった。ところが子どもが一才になりかけた

ときに、母親が昼の食事の準備のため一寸と思つて立ったすきに、動力で動いている編機に近づいたこの一才の児が、手を編機につっ込んでしまった。一瞬の出来事であった。右手の指がそがれてしまったのである。その後、この親は、保育所がもう少し早くできていたらこんなことにならずにすんだのになげき悲しんでいた。部落差別はこの外にも沢山の酷しい現実を子どもたちに与えてきたのであつて、このようなことは別に特別の例と考えるわけにいかないものである。

「皆保育」(つまり、地区の場合には、要求のあるすべての子どもを―母親の雇用、非雇用の区別なく―措置する)の原則を実現させる必要があつたのである。そのうえさらに、部落差別の実態に即した「措置規程」の見直しをし、より手厚い条件を整備させる必要があつた。したがつて「同和保育所」の認定をし同和保育所の条件を整備しようとすれば、今日の厚生省や各自治体になるべく安上りの保育所を考へるその方向とは逆に「割高の保育」(実はそれが当然なのだが)とならざるを得なかつたのである。

「同和保育所」に一般地区住民の児童を措置し、「逆差別」がおこらないように保育費その他の費用を一般地区住民にも軽減させようとすれば、それだけ費用は更にかさむので、行政はむしろ、対象地区児に制限して同和保育所の

を「同和保育所」に入所させることをためらつたり、拒否したりするのはむしろ同和地区以外の住民に多く、行政もまた予算の関係からそれを好まないのが通例である。

三、「公教育」をめぐる

杉尾論文では、保育所というのは公的施設なのであるから、同和地区住民が保育所を要求し、その保育所を「同和」保育所と位置づけることは間違いであると言つてゐる。まして解放同盟が部落問題について指導すべきではないし、保育所が家庭を指導するのも間違いであると述べて、今の「解放同盟派の理論は間違つてゐる」と批判してゐる。

今日の公教育、つまり学校にしろ保育所にしろ、文部省や厚生省はそれぞれに学習指導要領、幼稚園教育要領、又は保育指針によつて、国家意志を貫徹させてゐることを杉尾氏は知らないのだろうか。

戦後、日本国憲法が發布され、その線にそつた教育基本法、教育委員会法、と一連の教育改革が行われた当初しばらくは「民主主義」の方向で教育は制度、内容ともに整備されるかに思われた一時期であつたことはまぎれもない事実であつた。しかし、その方向は、朝鮮戦争を契機としたサ

運用につとめるといういわば「同和保育封じ込め政策」をとつてきていたのである。この事実を杉尾氏をはじめとする共産党系の人々は、攻撃の材料としてつかつて「同和」保育だけが何故こんな良条件をとろうとするのかと攻撃をかけるのである。これは「東京都」(美濃部知事の頃)の条件整備に攻撃をかける国家権力と同質の攻撃という外ない。また、「同和」保育所を建設させるまでの困難なたたかひを知つてゐる人たちは、一般の同和地区外の人たちが出来上つた成果だけを見て、過去に部落を差別して孤立させ隔離してきた自分たちの態度を細上げにして、われわれの子どもにもその保育所に措置してもらつた権利を与えよと要求するならば、それは一寸ばかり虫のいい要求ではないのか。できればその人たちが部落差別の歴史と現状に正しい理解をもつための学習をうけたいと解放運動をつづけて来た人の側が願うのは間違つた行為なのであろうか。杉尾氏は、部落民の解放へのあつい思いとそのしたたかなたたかひについては一切ふれずに、成果だけを「民主主義」に分配せよといふこのいさか虫のいい考え方をばらまく役割だけを果してゐるのである。

「同和」保育所に欠員が生じたとき、部落問題に関する学習をして地区外からの要求に答えて入所させろというものが、今日の解放同盟の要求となつてゐる。しかし、わが子ンフランシスコ片面講和以後、急激に転換されて反動化して今日に至つてゐることもまたまぎれもない事実である。日教組の努力とそれのたたかひの中で極めて重要な課題として自覚されてきたのは、地域住民の民主主義への強い願いを結集し、文部省を通して打ち出されてくる日本独自の意を阻止し、職場を民主主義のとりでとしつ、内容を「自主編成」また「民主的に編成」してゆくということであつた(このことについてはあとの方で再論する)。そのような文脈で「憲法を守り」としては言われてきたのであるが「憲法」の何を守るのかと言へば、第一に平和であり、第二に国民主権(民主主義)、第三に基本的人権の尊重の精神と云ふことであつた。しかし、平和、民主主義、基本的人権ということとは、この三つことはをただ並べたくれはいいということではなく、保育や教育においてはその内容をどう深くほり下げて次代を担う青少年のものにするかということである。

われわれは、国際連合憲章の前文、ユネスコ憲章の前文、ILO憲章の前文に一貫してゐる、戦争を二度と再びこの地上にあらしめてはならないとするあの決意を貫徹させるためには、基本的人権の尊重こそが最も重要な課題であると考えてゐる。それは世界人権宣言の前文にも明確にされている。つまり、「人権の無視と軽侮とは、人類の良

心をふみにじった野蠻行為を生ぜしめ……」とそこに宣言されている。野蠻行為の最たるものは戦争である。そして、差別と日常の野蠻行為が許されれば必ずそこから戦争という野蠻行為が引き起こされてくるという自覚である。このような自覚がやっと第二次世界戦争後世界的に承認されてきたとわれわれは考える。

同和保育所は、もっともきびしい差別をうけてきた人たちが、差別という野蠻行為をなくすよりどころにしようとしてかちとった施設なのである。それをまた、野蠻行為をそそのかそうとする反動化しつつある行政の指導にゆずりわたしてそこでのたたかいを放棄してしまうことができるであろうか。

杉尾氏は、公的機関は民主主義を奉行してくれていると観念的にとらえていて、そこに「差別に反対しろ」ということをいうのは、一部特定団体の押しつけをすることだとしてこれに反対することこそが民主主義だという。何とも早、民主主義が泣くというべきだろう。

同じ共産党を名のる政党でも、イタリアの共産党などはいささか違っている。イタリアでは婦人同盟が中心となっていて一九七一年、社会党、共産党、総同盟にバックアップされ「保育所法」を通過させた。そのときのスローガンはストラッパーレ（奪い取ろう）ということであった。その法

材化などに見られるように、公教育としての保育の中立性が否定されている点である。」(83ページ)

杉尾氏は、「解放保育」を攻撃するときに「公教育としての保育の中立性」という前提から論を立てる。一体、現在わが国の公教育が「中立の立場」をとっていると誰が認めているのであろう。共産党が最近よく口にする憲法と教育基本法があるから、公教育は中立だと言いたいのであろう。この論法は、憲法の十四条に「部落」などということばが書かれていないのだから「被差別部落」などないという論法と同じである。それならば、学習指導要領の改訂が行なわれる都度、なぜ、われわれは「改悪反対」を叫んできたのか。改悪反対を叫んだわれわれの主張は通ったのか。自民党内の文教族と呼ばれる集団が、常に日教組を目の敵として、愛国心を強調したり、君が代を国歌として教える義務を強調したり、校長・教頭・主任という縦の管理体制を強化する制度をもちこんで、そうして子どもたちの主権者としての位置を認めず、国家(独占資本)に忠誠を誓う客体として位置づけてしまっているのたくらみが教育の民主主義的内容を根こそぎ奪いつつあるではないか。この公教育を杉尾氏はそれでもなお中立だとみるのだろうか。この

公教育の中立性という概念は、むしろ今日の支配者のイデオロギーにすぎない。労働者も国民一般もこの「公教育

の内容をくわしくのべるいとまはないが、婦人労働者を雇っている企業に一定の保育税を課し、その税金による財源に政府が上のせして、地域保育所を三千八百ヶ所つくるというものであった。またそれぞれの地域に保育所運営委員会をつくり、労働者代表地区代表がその委員となり、保育の内容も地域のこの委員会の指導でつくられてゆく。しかも保育所には所長のような行政官としての管理者をおかないという制度にしたのである。

まさに、資本家から奪い取るという形で、保育所を地域住民の手にゆだねる制度をかちとったのである。

解放運動は保育運動の面で必ずしもイタリアのような国家的規模の運動を展開するまでには至っていない。しかし、草の根から地区住民の意志を結集して施設としての保育所を行政に保障させ、内容はわれわれ地区住民と保育労働者の連帯でつくり出そうと努力してきたのである。日本共産党は、それを資本家になり代ってけしからん、許せないとわめきたてておくれた大衆を組織し、反対の方向に足を引っぱろうとしているのである。杉尾氏はもう少し民主主義を勉強し直すべきではないのか。

四、保育の中立性と狭山問題について

『解放保育』の第四の問題は、『狭山差別裁判』の教育の中立性」という幻想をもつから、むしろそれにとりこまれて「反動的教育」を充分に批判することができず、かえって教育の反動化をさらに強めることを容認してしまっているのである。

杉尾氏の幻想はさらにつづく。教育の現場に働く保母や教員の中に「共産党員がいるから」その職場は「公教育の中立性」を保っているという幻想である。しかし、杉尾氏のような理論に毒されてしまった「共産党員」の保母や教師が、現場で何人おっても、組合の役員選挙やさまざまな選挙活動で、自分たちの党のための集票活動をするだけで、大衆の前にて、大衆の切実な要求を組織し、大衆とともに反動のたたかいを展開しようとはさっぱりしない。そして地域の大衆が立ち上り、生き生きと要求をつきつけて追ってくる、と、「公教育は中立なのだ」あなたたちの一部の要求だけを満すことはこの中立性に反することになると言って拒否する側にまわる。そのときは、反動的管理者の側にまわってその立場を合理化する。そして同じ職場内の「大衆と共にたたかうべきだ」と考えている同僚にむしろ攻撃をかける。共産党の品位はまさに地におちてしまったのだ。それは、国家権力が教育の制度総体をまるがかえにして、国家独占の道具にしようとしている現実をみることなく「公教育の中立性」というイデオロギーのとり

こになった共産党の「民主的・自主的」理論の幻想性によるのだ。

だから杉尾氏は次のようなことをいう。

「保母個人が『石川一雄氏は無罪である』と確信しようとして『有罪である』と考えようと市民的自由に属することはあるが、それぞれの立場で、幼児に向って保育することは戒められなければならないであろう。」(84ページ)

この文章にも杉尾氏の「中立性」の幻想がよくあらわれている。

保育や教育の場で一番大事にされなければならないのは、「真実」である。石川一雄氏は「無罪」であって、それをあいまいにすることはできない。勿論自己の判断をまだ保留せざるを得ないという人の立場を認めることに、われわれはやぶさかでない。

しかし、狭山事件は被差別部落出身の石川一雄氏を「いけにえ」にして検察権力の面目を保とうとした事件である。そのたくらみが次第に明かになってきて、被差別の立場にある大衆のいかりが爆発的に高まって、検察権力を追いつめ追いつめしてきた経過がある。自分のいま育てている保育所のこの子どもたちの親たちが自分のこととして石川氏への不当な人権侵害を糾弾するために立ち上っていることを知った保母が、この裁判の真実は一体何なのかをた

てもお願いとしてそので「公平な裁判を」「真実を明らかにしてほしい」という願いをわれわれももち続けているのだ。だから再審の請求もしているのだ。免田さんは再審で無罪を獲得することができたではないか。

最高裁が判断を下したのだから「保母などは黙って引き下るべきだ」という杉尾氏は、民衆の側のこの真実を求めようとする運動にブレーキをかけまことに反動と同じことを主張しているだけである。「中立」ということは真実と虚偽とを二でわって真中をとるということではない。

「中立」という立場がもしあるとするなら、それは第三者の立場をとれる状況のあるときに限定される。しかし保育や教育の場では子どもに向きあって第三者の立場をとることとは不可能である。常に勇気をもって真実に向きあわねばならない。過去から現在まで、政権の担当者たちは「真実」を教えようとした教師たちに「偏向」というレッテルをはって職場から排除したり弾圧してきたのである。杉尾氏は頭の中でどう考えようと、この際は、文部大臣と全く同一の立場に立っているのである。杉尾氏の論法でゆくと、「三権分立の建前の中で」司法権を信じ行政権を信じ、したがって厚生省を信じ、文部省を信じ、保母や教師はその命令通りに、いや少なくとも批判するようなことを止めねばならないということになるではないか。杉尾氏が

しかめようとするのは当然ではないのか。狭山事件の発生地である現地に足をほこび、さらに多くの人たちから話を聞き、弁護団の報告をききして真実を明かにしようとする行為は、人権の問題を重視しようとする立場の人なら当然のことと考えるのだ。

杉尾氏はしかし、それを次のような理由で否定するのだ。

「三権分立の建前のなかで、かりにも司法機関(最高裁)が無期懲役とした人物を、保母という立場のなかで保育実践においてまで『無罪』とすることは、『偏向保育』以外の何ものでもない。」(84ページ、傍点筆者)

杉尾氏の頭の中では「最高裁の裁判官は、保母よりもずっと偉い人なのに、この偉い人の判断よりも保母の判断を優先させるのは間違いだ」となっているのだ。何という権威主義か。最高裁の判断は常に正当であるともいいうのであろうか。

われわれは、人類史上幾多の冤罪事件というものを見てきた。ドレフネス事件、サッコ・バンゼッティ事件、わが国で近くは松川事件、八海事件、財田川事件、その他たくさんの事件があった。有罪を理由に処刑された後に真の罪人が見つかったことがどれほど多かったか。最高裁を杉尾氏のように信頼できる機関だと思えないけれども、せめ口ぐせのように言っている「自主的、民主的」とは一体何なのか。批判ぬきの、個々の保母の、思い思いを保育所内だけに閉じこめて実践するということではないのか。自主的とは真理、真実を求める自由の主体となることであろう。そうであれば最高裁がどんな判断を下してもそれが真実でなければ、真実をと要求しそれとたたかうことはどうしても必要なのである。それが民主主義者となる態度である。

杉尾氏は、発達段階論をもち出して、保育所の幼児に「司法権力の差別性」を教える立場の不当性を指摘している。

解放保育の立場に立っているわれわれが、「司法権力の不当性」ということを幼児たちにことばとして教えるなどと言ったことは一度もないし、どこでもやっていない。狭山裁判の不当性に気づき、石川氏の無罪を確信するとき、部落差別をうけてきた人たちは、狭山裁判を部落住民への不当な許しがたい攻撃であると怒りをもってうけとめて立ち上っているのである。父や母の、この怒りをいかにも他人ごとのようにみていることができるだろうか。自分たちがいま育てているこの幼児たちが、やがてぶつかるかも知れない差別という野蛮な仕打ちに直面したとき、その不当性を見ぬき、許さず、たたかえる子になってほしいと

願うときに、親たちのこの高まりの前でただ手をこまぬいていられることではないのか。そう問いかけて保育現場で模索しはじめたのである。

童心主義の立場では、常に子どもを「あどけないもの」ととらえて、世の波風にさらさず蝶よ花よと育てるべきだという発想を優先させる。しかし、差別の事実というものは、子どもたちへも容赦なくおしよせている。そこにもきびしさがある。そのきびしさの前にたじろがずたたかいに立ち上る親の姿を子どもたちに少しもみせずにとっとしておけというならば、それこそ、その立場は童心主義だというべきであろう。

「差別裁判打ちくだこう」という歌の文句が子どもにはむづかしくてわからぬ筈がない。そういう側面がないわけではない。しかし、その歌をうたって涙をながしている親たちと一緒に手をふり口をうごかしているときに子どもたちにはひらかれてくる感性にわれわれは一つの重要な意味をみつつけようとしているのである。

労働者の子どもたちが、頭に団結という鉢巻きをしめて、お父さんの肩車にのせられてメーデーに参加する姿は、実にすがすがしい。あの子らに、メーデー歌はむずかしいから、きかせるのは止めるとか、団結なんてわからぬのだから、あんな鉢巻きはやめるとか、そういうならば、労働

者であるあのメーデーの時の親は間違っていることになる。

勿論、われわれは、「へたくそに、機械的に」政治と教育や保育を結合させてはならないと考えている。親も保母も充分な話し合いを深めて、ゆるぎなく一つの行動を選択しようという自覚に立ったときにだんごとして行動をすべきたと思う。

ところが、杉尾氏のように、狭山にとり組むことは、子どもにはわからないものをおしつけることだというように、地域や保育所の状況を何も見ようとせず一般的に攻撃をかけるだけであれば、一切の保育所や教育の現場での闘争は否定されてしまうことになる。

日本共産党の教育運動における政策の誤りの一つは、教師は「聖職」であるという規定をかかげてストライキ反対という立場をとるに至ったことにある。それ以来、日教組運動には一定の混乱が生じて、後退を余儀なくされてしまった。今や教育反動は大手をふってまかり通る状況も一部に生じているのである。

「教師聖職論」と「童心主義」と「発達段階論」は一貫しているのである。

杉尾氏は、教師聖職論を保育にもってきて、保育者専門職論を展開する。

的に考えてそこに固執するならば、その専門家が一切差別の問題がわからず、けっきょくは差別者としてふるまうことになってしまうのである。まさに従来のわが国の状況がそうだったのである。このことを杉尾氏は無視して専門職論を展開する。

鹿児島この但諺は、従来のわが国の社会の仕組みのなかで、差別的な教育をうけて一定の学歴をつんできた人たちが、すでに「つくられた差別性」をおのれのなかにもっているということを自覚し、被差別の立場におかれた人たちから訴えをきいて、「みずからをつくりかえる」という契機をへなければ真の意味での「専門家」(人間)にはなれないということを教えているのである。

杉尾氏は大事なこの自己変革の契機ぬきの専門職論を展開して職場を被差別の側におかれた大衆から切りはなしてしまふ論を主張しているのだ。

五、同和保育の目的をめぐって

杉尾氏は、同和保育所で部落解放の担い手を育てるといふような目標をかかげること自体があやまりだと主張する。

「この同和保育の目的論は二つの意味で誤っている」。

「保育者の仕事は子どもの発達権、学習権をゆたかに保障することに対して専門家として責任を負うこと」なのだから「家庭訪問や話し合いによって父母の要求を聞いていくことが大切だが、親からの要求をすべて聞かないといけないのではない。それらをうけとめ、保育の原則や方針に生かしていくため論議が必要なのだ」したがって、部落の父母が「不当な」(?)「要求をしたときには断乎としてこれをはねのけなければならぬ」という。これが杉尾氏の一般向けの理論である。しかし彼の理論は、一口に言えば解放同盟の要求は、つねに保育所という「公的施設」に自分たちの要求を押しつけようとしているのだから、専門職をたてとして断乎それをはねのけよ、といっているにすぎないのである。

鹿児島この但諺に「うたは無語(啞)にききやい、道はめくら(盲)にききやい、理屈はつんば(聾)にききやい、丈夫なやっちゃんいこっばっかい」というのがある。

丈夫なやつを保母、教師、大学の先生などにおいて考える必要がある。従来の大学では部落差別、障害者差別、女性差別、在日韓国人・朝鮮人差別、アイヌ差別、障害者差別等、総じて「差別」について十分に学生を教育してきたであろうか。してはいなかったのである。したがって大学で習った知識や技術だけをもって、専門職観を固定

第一は、「教育基本法第八條第二項、同第十條第一項が不当であると規定しているところである」(八九ページ)からだとして述べている。ついでだからこの条文を検討してみることにしよう。

教育基本法の第八條第二項には「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とある。また、第十條第一項には「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とある。

杉尾氏も当然知っている通り、部落解放同盟は第八條第二項にいうところの、特定の政党ではない。いま、政治的には共産党が解放同盟攻撃を執拗に展開するから、どちらかというところ社会党に近い政治的立場をとってはいるが、解放同盟はあくまでも大衆団体である。しかも、部落差別を解消するためにたまたかっている大衆団体なのである。同対策審議会答申には、部落問題は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられているこの問題に熱心にとり組んでいるので、あってけっして特定政党の運動ではない。同和問題が国民的課題であるかぎりすべての国民がわが子を部落差別をゆるさず、部落差別を見ぬき、差別をたたかう子どもに育てるのは当然なのである、と考へて

部落解放を担う」任務とを全くきりはなして、部落差別をおのれの課題とする国民は、あたかも「せまい特殊な問題」にかかわることだというのである。一九六五年の同対策答申よりも後退した論といわざるを得ない。

杉尾氏ははしなくも、「部落解放とは、江戸時代の旧身分の残りカス、傷あとをなくす課題であり、近代化ないし、民主主義の課題である」、だから「労働者の解放」なくとも、部落解放はありうるのだと主張し、実は、部落解放の課題を民主主義一般に解消してしまふべきだと主張する。(九一ページ)これは明治から大正、大正から今日へとうけつがれ部落差別が拡大再生産されてきたわが国近代化の過程を一切無視して、とりたてて部落、部落というものが本音なのである。

杉尾氏はしかも、「公教育では目的が多義的であり、それをめぐる多様な思想的立場があり、そのことを前提としてのみ成立する」(同前)のだから、「部落解放」とか「差別をなくみ差別を見ぬき、差別を許さず」「差別とたたかう」という立場は、一つの立場であり、それは「公教育」になじまないものだといっているのである。

杉尾氏の論は、前にも述べたように「公教育」という自分の頭の中の概念を勝手に絵にして、それをあたかもイデオロタイプス(理念型)とし、さまざまな立場の共存を許

いるまでのことである。

第十條第一項にかかわって言えば「教育は、不当な支配に服することなく」というのはこの教育基本法の成立過程や議会での討論をみて、**「権力」(国家)の側からの不当な圧力や支配に服してはならない**といういましめとしてもうけられた条文である。「民主主義」の精神から言えば主権者である国民の切実な要求が教育の現場から切り離されてはならないという精神を支持して規定された条文である。

杉尾氏は三百代言的に、教育基本法をもち出して、国民的課題として最も熱心に「差別」を主体的にわが課題とし、うとする子どもを育てるといふ解放運動に敵対し、むしろうしろ向きに部落解放の主体形成などということば保育所に不当な圧力を加えるものだというのだ。何をかいわんやである。

杉尾氏はさらに「『解放の主体形成』論の第二の誤りは、保育主体である子どもの発達権を侵害する点にある。」(九〇ページ)とする。

杉尾氏は、「子どもたちの発達権を保障し、彼らを主権者国民に形成していく」のが保育の目的で「部落差別とたたかう主体」といふ特殊な任務を追求すべきでない」と主張する。彼は「将来の社会・国家の主人公」といふ概念と「部

すべきだといひながら、部落解放の主体形成という立場、思想だけは許せないと主張して全く論理的に矛盾してしまっている。

杉尾氏は「保育の自由、保育の自治」が守られねばならないというけれども、人間を差別し、部落を差別し、障害者を差別し、あるいは在日韓国人・朝鮮人を差別すること自由であるとも言いたいのであらうか。杉尾氏は「これら差別に反対するという自由」に反対する論をおのれが展開しているということをお覚すべきではないのか。

あるところでは部落差別はなくなったのだといひ、あるところでは、家庭訪問をし部落の実情を知るのはいいことだといひ前後で矛盾した箇所をたくさんもっているこの杉尾論文が、共産党の理論なのだといわれると何の批判もなく差別問題について深い認識のない人々にいかにもこれだといわんばかりに受けとられ、それが解放運動の足引っぱりの道具につかわれる現実が厳然としてあることを知っているのだがとこんな批判を書かねばならないことを私は悲むしものである。

六、「エセ」集団主義」について

杉尾氏は、山中多美男氏の集団主義に関する見解を引き

あいに出して「集団主義」とは「民主集中の原則」であると規定することには二つの誤りがあるとして次のように批判を展開している。

「一つはこの組織原則は、政党の組織原則でありえても、公教育としての保育活動における原則にはなり得ないという点である。それは何故か。公教育では目的が多義的であり、それをめぐる多様な思想的立場があり、そのことを前提としてのみ成立しているからである。」(九一ページ)

「この民主集中論のいま一つの誤りは、決めるはならないことまで決定事項に含めて提起している点である。たとえば、保育内容まで決定事項に入れている。」(九二ページ)

杉尾氏のこの第一点から検討してみよう。「民主主義」の内容に「民主集中」という原則はふくまれるのであろうか。民主主義の内容、原則は、政党の場合にのみ適用できる原則なのであろうか。それはそうではないであらう。ある集団がまとまった行動をとろうとするときには常に必要となってくる原則であらう。つまり民主主義とはそしてその一要素である集中性の原則は、天皇中心主義とか、絶対主義とか、全体主義とはいちぢるしくその原理原則を異にする「人民の、人民による、人民のための」行動の原則なのであって、人民の自治がおびやかされようとするときに敵対

的な勢力に対して自己の立場をつらぬくための「たまたま」のために求められ確認されてきた原則でもある。この場合、人民の側は自治を対置してたまたかわけであるが、人民内部に分裂があって絶対に優位の力をもつ相手にこびをうって、人民内部の力がさらに弱められれば、民主主義は守れないということを知ってまとめ上げてきた原則である。

杉尾氏も認めているように部落差別は、その起源を封建社会の政治的、経済的な基盤強化のためにつくられた身分差別としてもっている。封建権力は各階層の身分間に分裂をつくりその相互確執を利用して分裂支配したのである。そのような状況の中でも、信仰をもつことによってこの分裂支配に反抗し、身分間を越えて「同朋としての」親交を温めようとした人間の生きかたも追求されたし、自治集団を守り育てようと努力した農民たちのいわば「共和国づくり」とでもいうべき人間の努力もあったのである。

明治以後、今日までの資本主義の発展の中で戦前は勿論天皇、皇族、華族、士族、平民という新しい身分秩序がつけられ、またしても「新平民」などという賤称をおしつけられ部落差別が再編強化されてきた。しかも戦後は、資本主義がむしろ純化されて、人民の側は産業構造の再編にまきこまれ、非農林漁業従事世帯が八〇%をオーバーしてし

まったのである。今日の支配はこの八〇%をオーバーした非農林漁業従事者を、個人単位として買いとりの借金の格差を通じ、個人間の競争をてこに分裂支配してゆくという新しい形態の支配のやり方に変化してきた。高度経済成長政策の実施以後、日本の組織労働者たちの間にさえ資本の論理は貫徹して、中産階級の意識が蔓延してしまった。その間に多くの労働者たちまでが競争を原理として生活をし、集団とか団結とか、組織的行動は必要でないというむしろ支配者の思想を身につけてしまった。だから中産階級意識に埋没している人たちは、社会の低位で苦しんでいる人たちを「競争の場面における敗北者」と考えて、その困難な生活の状況を止むを得ないものと見做すことになれさせられてしまっているのが実状である。

この状況を全体として克服し民主主義を人民の側の思想にねずかせていこうと思つたらば被差別の立場におかれたものは勿論のこと本来は被差別者と共に団結してたまたかねばならない労働者たちの方が「自由分散的な思想」を克服して、民主集中的な行動の仕方に習熟しなければならぬのである。保育の場、教育の場を一貫して「民主集中」の大切さに気づかせ、身につけさせることは、差別を許さない子育ての当然の目標とならねばならないのである。

民主主義という人間の社会における行動の原理には次の

四つの原理が内包されている。

その第一は多数決の原理である。集団の行動を当面どういう方向に統一すべきかを決定する際に意見がまとまらないうままにほっておくならば行動が組めないことになる。そこで一応集団内多数意見に先づ従って行動をおこす。その際に少数意見は記録されていて、行動の結果が望ましくないとか集団全体の不利益が明確になった段階で、先の決定の際の少数意見の検討に入る。これが多数決の原理といわれるものである。しかし、民主主義という点から言えばこの多数決の原理は、方法論上の原則にすぎない。

第二の民主主義の原則は、平等の原則であって、私はこれをわかり易くするために「給食の民主主義」と呼んできた。これは、物を分配するときに平等に先ず分配することを原則として確認しなければならないということである。ここでも民主主義は「基本的人権」の思想と密接に関係するのである。

たとえば学校の給食に際して、小さい子にはパンを半分、大きい子にはパンを二コ与えるということは許さないということにしなければ、必ず差別が発生するのである。一応一人一コのパンを平等にくばったあとで、体の小さい子が自分はパンが半分でいいから、大きい子にあげようという自由と思いやりの行動は許されていいのである。さら

に物が豊富に保障されるようになれば学校の給食もバイキング方式に近づけ、ほしいだけ食べれる状況に近づければいいのである。そこではじめて「平等の民主主義」が実現してゆくのである。このような人間の本来的平等を実現して行こうというのが民主主義の思想なのである。

第三の民主主義の原則は「一人の民主主義」という原則である。民主主義は、真実を追求し、真実に従うのでなければ、結局は崩壊せざるを得なくなる。多数決の原理だけに従うことが民主主義であるというならば、ときには真実はくもられ多数の横暴がまかり通って、少数意見の持ち主は常に圧迫され迫害されるということも起りかねないからである。「古典的」言い伝えとしての「ガレリオ・ガレリオの宗教裁判」にわれわれは注目してきた。ガレリオを断罪した宗教家たちは多数でありガレリオはただ一人で「地動説」を主張し、裁判では遂に有罪を宣告されたけれども、やがて「地動説」の真実性は次第に多数派を獲得するに至ったのである。

差別の問題を考えるときに注意しなければならないことの一つは、被差別者は常に少数派(マイノリティ)として存在させられているということである。マイノリティの立場から、マジョリティの立場に立って「差別」している人を糾弾しようとする、マジョリティの側の人たちが、その

われわれが一つの演劇を成功させようと思えば演出家をだれにし、主役を誰にし、登場人物の数だけの役割を割り当てなければならぬ。幕引きも必要だし、通行人も小道具も大道具も必要である。自分は照明係などはいやだ主役にしろとすべての座員が要求すれば演劇は成立しないのである。演出家と監督が決定されれば、監督の命令に従って役者一人一人がその役に成り切るのでなければその演劇は失敗に終ること必定である。もちろん、役者一人一人がすぐれた演劇人に成長してすぐれた個性を発揮するというとは必要な条件である。

今日では保育所でも生活発表会にいろいろの劇を演じさせるということはあたりまえのことになっている。だから「演劇の民主主義」という民主主義の必要不可欠の原則を重視するということは、この年齢の子どもたちにもけっして無関係とはいえないのである。

「同和」保育所の子どもたちは、成人してゆく過程で、未だに克服されていない差別に直面せざるを得ないのである。力を合せて民主主義の実現に努力できる資質を誰より

これは人権の侵害などと言いつくすことが多いのであるが、それは論理のすりかえ以外の何物でもないということを考えなくては必要がある。

一人の民主主義ということは、そもそも論理的矛盾と考えられがちであるが、人類の歴史の過程から考察してみると、常にマイノリティの立場に立って民主主義を主張し発展させてきた原動力がそこにあるということをも明記しなければならぬということなのである。思想・信条の自由、学問の自由、または批判の自由を内容とする基本的人権の尊重は、民主主義という思想の重要な内容だからである。

「差別」の問題を無視し、「差別」問題などはもう問題でなくなったのだとする杉尾氏の立場は、マジョリティの立場なのである。だから俗うけするという状況にある。「差別は許せない」と主張して一つの保育所なり一つの地域でマジョリティの立場に固執する人たちが孤立させられるという状況に立ち至ったとき、「われわれの思想や信条の自由」を尊重せよ、それを否定する「解放派」は全体主義で民主主義とは違ふと大ざわぎしているのが杉尾氏の立場なのである。

第四の民主主義の原則は、「演劇の民主主義」という原則なのであって、杉尾氏はこれを政党の組織原則だということも強く要求されなければならない。いやわが国の労働者階級の子どもたちはすべて「演劇の民主主義」に習熟させられねばならないのである。

杉尾氏は「民主主義」を「民主集中」という集団主義に對置させて解放保育を批判しようとする。そのとき「民主主義」の内容は極めて狭いからだか「自由主義的個人主義」(氏自身はそういう言葉を使用していないけれども)の立場だけを主張して、いかにも解放保育派は「全体主義」の立場に立つかのごとく批判し、それを「エセ集団主義」だということである。自由民主党がソヴェト批判をするときの論法と軌を一にするものと言わざるを得ない。

杉尾氏は、批判の第二点として「保育内容」の決定までも民主集中論の中に入れるのはけしからんというのである。もうすでにこの杉尾氏の批判への批判は先に述べてある。しかし、ここでもう一度だけ言うておくことにしよう。

戦後新教育がはじまって以来、当初は文部省さえもが、教育の内容は地域の実情に依り、子どもの実態に促して「現場」で自主的に選定すべきものであって、中央政府が作成してこれを全国一律に押しつけるのは間違いであり、したがって「指導要領」も「案」にすぎないのであるから、参考としてみてほしいといっていたのである。このこ

とは杉尾氏も当然知っている筈である。教育反動が一九五一年にはじまるや、文部省は教育内容の中央統制をはじめ、一九五八年には「道德」の新設を契機として「学習指導要領」を官報に告示し、「国家規準」であると言いつ出したのである。これに抗して、日教組や民間教育団体は、「教育内容の自主編成」とか「教育内容の民主的編成」を主張し、教育の民主主義を守ろうと運動をすすめてきたのである。

「自主編成」を悪いというのではない。しかし、「自主編成」が個々の教師の独自性その自由だけに重点をおいて、個人主義的自由主義の主張の方向に傾斜すれば、結局は、「君が代」を歌わせ、「日の丸」を掲げて式をやるのも、われわれの選択であり自主編成だと主張する人たちを説得し、それをやめさせることはできなくなってしまう。反戦・反核の教育内容を発展させてゆくこともできなくなる。地域の民主的な努力を結集し、教師集団が「人権・民主・平和」をつらぬくために地域住民のなかにある「差別の現実から深く学んで」反独占の立場に立つ住民たちの批判を率直にききとって住民とともに教育内容を創造し編集してゆくことが必要である。これを「教育内容の民主的編成」と規定しようと、われわれは主張し続けてきたのである。杉尾氏には、いまわが国社会の「保育所」が一般的に

は、文部省の「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」によって統制管理されている側面が見えていないようである。共産党系の保育が数をませば職場は民主化され、保育内容も自主編成できると考えているようである。しかし、部落差別の現実から学ぶという重要なポイントをぬかしてしまつと、その保育所はたえ「自主編成」しているとも見えても、一向に民主的編成に近づくことができないため、政府が大平首相以来言い出している「地域の再編成」という反動的たくらみを阻止して、反戦・平和・人権の立場をつらぬき民主主義を守るわれわれの側の地域を中心とした民主主義の拠点づくりは失敗に終ることになるであろう。

杉尾氏の論にはどこにも「差別の現実から深く学ぶ」という原則が見られない。部落差別などはもう無くなったのだという前提から立論されるために、人権についての意見も公教育の現状批判をぬきにしてただ「解放保育」は間違っていると大声で叫んでいるにすぎないと言わざるを得ないのである。